

政令第二百十号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「神奈川＝横須賀」を

「神奈川  
横須賀  
新 潟 川  
姫 川」  
に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。